

○松阪市総合計画審議会条例

平成17年1月1日条例第26号

改正

平成22年3月30日条例第15号

平成26年3月14日条例第3号

平成29年3月30日条例第4号

松阪市総合計画審議会条例

(設置)

第1条 本市の総合計画に関し必要な事項について、市長の諮問に応じて審議し、その結果を市長に答申するため、松阪市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 審議会は、委員35人以内で組織する。

2 委員は、市長が委嘱する。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、総合計画決定の日までとする。

(委員の代理)

第4条 委員に事故があるときは、その委員の職務上の代理者が委員の職務を行うことができる。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長及び副会長の任期は、委員の任期による。

4 会長は審議会を代表し、会務を総理し会議の議長となる。

5 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、必要に応じ会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

4 審議会の会議において必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、企画振興部経営企画課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営その他必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成17年1月1日から施行する。

附 則（平成22年3月30日条例第15号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月14日条例第3号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月30日条例第4号）

この条例は、平成29年4月1日から施行する。